

土地家屋調査士が明かす 土地活用のお秘策 Part2

TUK会幹事
和田清人氏



〈プロフィール〉

昭和41年1月26日大阪市生まれ。昭和63年近畿大学理工学部卒業後、制御機器メーカー勤務を経て、平成14年和田清人測量登記事務所を開設。土地家屋調査士業務だけでなく、相続専門FPとして、遺産分割や相続税対策のアドバイスも行う。土地家屋調査士・測量士・AFP・宅地建物取引主任者・マンション管理士

第1回・不動産オーナーのための相続対策

資産と収入を分散し 納税資金対策を

はじめに

不動産オーナーの特長は、「特定の人に資産と収入が集中」しているという事です。そして財産の大半が不動産である（＝手元現金が少ない）ため、相続税の納税が困難になるケースが少なくありません。そのため、節税よりも納税資金対策が重要になります。対策のポイントは、「資産と収入の分散」です。今回は、皆様もよくご存じの、不動産管理会社の活用・贈与・生命保険などを有機的に組み合わせることで、簡単に行える相続対策をご説明します。

優良法人に育ち、株価が上昇します。そのため、推定相続人が出資をすると、相続財産が膨らんでいくこととなります。したがって、推定相続人やその配偶者ではなく、子や孫など相続が当分発生しない人が出資する方がよいでしょう。

2. 土地貸借における注意
同族間の借地権設定

貸宅地の物納は相続税評価が高い

は、権利金の授受も、立退き料の支払いも行わないのが一般的です。そこで、借地権の認定課税を回避するために「土地の無償返還に関する届出書」を提出します。有利な貸借関係のひとつは、「通常の地代」による賃貸借とし、「土地の無償返還に関する届出書」を提出することです。これにより、その敷地の相続税評価額は自用地評価額の80%相当額になります。

② 資産の分散

1. 生前贈与（暦年贈与）
相続対策を早めに講じれば、暦年贈与だけでかなりの相続税対策が可能です。たとえば、法定相続人が子2人で、その子の家族構成がそれぞれ4人と仮定すると、受贈者の数は合計8人になります。1人当たり年間310万円の贈与を10年間継続すれば、2億4800万円を生前贈与することができます（贈与税は、1人当たり年間20万円ですみます）。相続税申告者の8割が、正味財産3億円以下です。上記の贈与で相続税の心配がほとんど要らなくなります。

2. 贈与すべきもの
【不動産】持分での移転が可能です。登録免許税及び不動産取得税が課税されず。その他、登記の費用も必要となるため、不動産贈与のメリットは小さいと思われま

3. 消費税の還付
要件を満たせば、賃貸マンション等を建築・取得した時の消費税の還付を受けることができます。詳しくはお

4. 消費税の還付
要件を満たせば、賃貸マンション等を建築・取得した時の消費税の還付を受けることができます。詳しくはお

5. 消費税の還付
要件を満たせば、賃貸マンション等を建築・取得した時の消費税の還付を受けることができます。詳しくはお

6. 消費税の還付
要件を満たせば、賃貸マンション等を建築・取得した時の消費税の還付を受けることができます。詳しくはお

7. 消費税の還付
要件を満たせば、賃貸マンション等を建築・取得した時の消費税の還付を受けることができます。詳しくはお

8. 消費税の還付
要件を満たせば、賃貸マンション等を建築・取得した時の消費税の還付を受けることができます。詳しくはお

が必要納税額に満たなければ困ります。そのため、納税資金を確保することと相続税額を減らすことの両面対策が必要です。

1. 生命保険と生前贈与との組み合わせ
終身保険の定期払いに加入すれば、確実に死亡保険金を相続税の納税資金に充てることができ

2. 贈与すべきもの
【不動産】持分での移転が可能です。登録免許税及び不動産取得税が課税されず。その他、登記の費用も必要となるため、不動産贈与のメリットは小さいと思われま

3. 消費税の還付
要件を満たせば、賃貸マンション等を建築・取得した時の消費税の還付を受けることができます。詳しくはお

4. 消費税の還付
要件を満たせば、賃貸マンション等を建築・取得した時の消費税の還付を受けることができます。詳しくはお

5. 消費税の還付
要件を満たせば、賃貸マンション等を建築・取得した時の消費税の還付を受けることができます。詳しくはお

6. 消費税の還付
要件を満たせば、賃貸マンション等を建築・取得した時の消費税の還付を受けることができます。詳しくはお

7. 消費税の還付
要件を満たせば、賃貸マンション等を建築・取得した時の消費税の還付を受けることができます。詳しくはお

8. 消費税の還付
要件を満たせば、賃貸マンション等を建築・取得した時の消費税の還付を受けることができます。詳しくはお

9. 消費税の還付
要件を満たせば、賃貸マンション等を建築・取得した時の消費税の還付を受けることができます。詳しくはお

10. 消費税の還付
要件を満たせば、賃貸マンション等を建築・取得した時の消費税の還付を受けることができます。詳しくはお

生活のための財産 などを優先して相続

③ 納税資金対策

相続財産と相続人所有の金融資産（現預金・生命保険・上場有価証券等）

【現預金】いわゆる「名義預金」と認定されないよう注意が必要です。また、自

た時価と相続税評価額との差がなくあまり効率的な贈与とはいえません。

【自社株】取引相場のな

い株式等（自社株）は、換金性に乏しいため、受

贈者が無駄遣いする心配

があります。また、自社株の相続税評価額を引

き下げてから移転を図れば、贈与財産として最も

ふさわしいと考えます。

貸宅地はほとんどの場合、処分可能価格より相続税評価額の方が高いのが一般的です。これは、

貸宅地の相続税評価額を、更地（自用地）の評価額から借地権価格を控

除して求めるためです。仮に貸宅地だけを処分しようとする、到底まともな価格では処分できません。また一般的には投資利回りが著しく低く、かつ借地権の返還も期待

できません。貸宅地を物納できれば、時価より高い相続税評価額で国が収納してくれるということになります。平成18年度税制改正において物納制度が見直されました。これについては別の機会に詳しく解説します。

編集協力・TUK会

「TUK会とは？」
TUK会は、土地の有効活用や相続問題についての悩みを解消するための良きアドバイザーとして、積極的に活動する土地家屋調査士の集まりです。土地資産所有者である皆様の立場に立って、皆様に心から喜んでいただくための提案ができるよう、土地資産の有効活用に関する研究会を毎月開催し、自己研鑽に努めています。土地のことなら、TUK会会員にお気軽にご相談ください。
TUK会事務局連絡先 06-6266-19888